



不動産店さん・大家さんのための情報ガイド

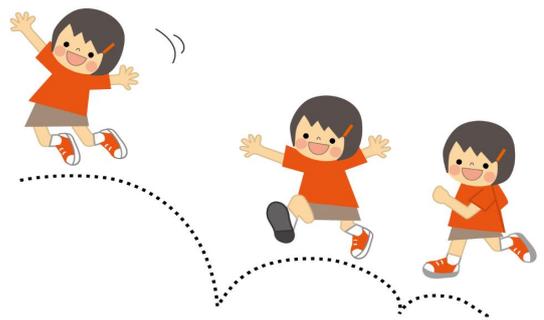
精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービス

～厚木市版～



不動産店さんの心配に答えます!!





はじめに



精神障がい者の居住支援については、平成26年に改正精神保健福祉法の施行に伴って定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、精神障がい者が地域で生活するために必要なグループホームや賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証の活用等の居住支援に関する施策を推進することとされました。

神奈川県精神保健福祉センターにおいて、平成26年度に「入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するための調査」を行ったところ、住宅関係団体とのネットワークづくりについては、これからの課題と思われる状況でした。

また、あんしん賃貸住宅協力不動産店の方々から、入居時の支援機関の明確化や入居後の生活支援への期待など多くの御意見がありました。

この情報ガイドは、精神障がいのある方へ住まいを御提供なさる皆様に安心して賃貸住宅の仲介等をしていただくために、精神障がいのある方が住まいでの生活を続けるための支援・サービス、病気を理解することや支援機関に関する情報を掲載しています。

この情報ガイドを作成するに当たり、厚木市障害者協議会で情報提供や検討をしていただきました。

精神障がいのある方々が地域で暮らし続けるために、地域の住民や不動産店並びに賃貸人などの身近なの方々にも、生活介護などの生活支援や住まいに関する支援があることを御理解いただき、御活用いただければ幸いです。

はじめに	2
こころの病気を理解するために	3
相談	9
支援・サービス	11
経済的な支援	13

こころの病気を理解するために



誰でもかかり得る病気です

こころの病気は、統合失調症、うつ病、躁うつ病、パニック障害など様々な病気があり、症状も個人により様々です。いずれも、誰でもかかる可能性があり、特別な病気ではありません。

「生活のしづらさ」をかかえていることがあります

精神障がいのある方は、病気によって、疲れやすい、人づきあいが苦手、生活における課題等を処理するのが苦手といった「生活のしづらさ」をもちながら生活していることがあります。

「生活のしづらさ」は支援によって軽減することができます

「生活のしづらさ」は、例えば、相談、食事づくり又は掃除の援助、金銭の管理といった、日常生活上の支援を受けることによって、不安や負担を軽減することができます。

支援は本人と支援者との合意により行います

病気による症状は、個人によって様々です。自分に合った支援を本人が希望することによって、社会的なサポートを受けることができます。福祉関係機関は、支援にかかわる相談や関係者との連絡調整などを行っています。

いざというときの救急医療相談先があります

かかりつけの医療機関がある場合には、家族等の支援者の協力のもと、平日昼間に受診することをお勧めします。診療時間外でも精神科病院であれば相談を受け付ける場合があります。もし、夜間・休日にかかりつけの医療機関が利用できない場合などには、「神奈川県精神科救急医療情報窓口」に相談することができます。

こころの病気も早めの対処が大切です

こころの病気もからだの病気と同じように、早期発見、早期対処が大切です。早めに適切な治療や社会的なサポートを受けるほど、回復しやすいことがわかっています。



こころの病気について知ろう



「こころの病気」は様々です。そして、これらは多くの場合、服薬や精神科での治療が効果的です。しかし、服薬治療だけでなく周囲の方のサポートも重要なものです。このサポートは皆さんの「こころの病気」への理解が深まることでも強まります。この誰もがかけがえのない「こころの病気」の理解を深めて頂ければと思います。

心身症

心理的なストレスの影響で身体的な障害が起こる状態が「心身症」です。心理的なストレスによる身体の障害はどの器官でも起こり得えます。胃潰瘍の患者のうち3分の1から3分の2は心身症としての治療が必要とされています。

神経症

なんでも無い場面で不安や恐怖を感じたり、特定の考えが幾度も浮かんだり、同じ行動を繰り返したり・・・ストレスが上手く解決できないときに身体や精神の症状として現れる事があります。

気分障害

私たちが生活を送るなかで、気分が落ち込んだり逆に気分が高ぶったりするのは、日常的にあることです。

そして、その感情（気分）に変動がありつつも、生活には大きく支障が無い範囲で生活を送っています。

しかし、その感情を自分でコントロールできず、その状態が長期にわたり続くことで生活の維持が難しくなるのが「気分障害」です。

◎うつ病

「うつ病」は「こころの風邪」と表現されることがありますが、治療をしないと長期にわたり症状が続き、仕事や学校だけでなく生活自体できなくなってしまう。症状としては疲れやすい、気分が落ち込む、やる気がしないなどの気力の低下、眠れないことで判断力が低下するなどの状態が長期にわたり続きます。

◎躁病

「うつ病」とは逆に気分が高まり、睡眠も取らずに動き回る、自信過剰になる、考えが次々に湧きまともならないなどの状態が続き、生活の維持が難しくなります。

◎躁うつ病

うつ病と躁病の状態が繰り返します。

統合失調症

「統合失調症」は、「約100人に対して1人」の割合で発症するといわれ、誰でもなり得る病気です。症状としては、以下の「陽性症状」と「陰性症状」に分けられますが、その内容は人それぞれです。

◎陽性症状

「誰もいないのに声が聞こえる（幻聴）」などの幻覚
「事実とは異なることやありえないことを確信してしまう」などの妄想

◎陰性症状

意欲や活動性の低下
思考がまとまりにくい
閉じこもる

上記のような症状でも「陽性症状」のほうが一般的に知られており、「統合失調症」の中心的な症状と思われがちです。

しかし、これらの症状は「服薬治療」の継続で多くの場合、改善されていきます。実際にはもちろん個人差はありますが、「陰性症状」のほうが長く続いていきます。

依存症

アルコール・覚せい剤等の薬物、パチンコや競馬などのギャンブル、買い物等物や行為に対する欲求が優先してしまい、生活に支障をきたしてもやめられなくなるものです。この病気は、本人や周囲の人からは「意志が弱いから・・・」と思われがちですが、意志の問題ではなく治療が必要な依存症という病気です。

心的外傷後ストレス障害（PTSD）

自然災害・事故・犯罪等心に大きな衝撃を受けた後、些細なことでイライラする、眠れない、その時の光景がよみがえり恐怖に襲われる…など、数週間、何か月か経って症状が現れてきます。衝撃的出来事に遭遇した人の発症率は高いのですが、適切に対応すれば完全に回復するか軽減していきます。



<基本の対応Q&A>

Q 精神障がいのある方に対応するときに配慮することはありますか？

A 初対面の人と話をするのが苦手な緊張していることが考えられます。また、病気からくる症状で、思っていることを上手に伝えられないということがあります。

- ・リラックスした雰囲気となるように、ゆっくり、やさしい口調で声をかけて下さい。本人をとがめるような表情はしないようにします。

Q 説明した内容が十分に伝わっていないように感じますが、どのように説明したらよいですか。

A たくさんのことを一度に言われると分からなくなる人もいます。

- ・ポイントを絞って、ゆっくり、短く、具体的に話します。具体例をあげて説明したり、メモを渡すことも効果的です。
- ・説明した内容を理解しているか確認し、理解していないようであれば、家族や本人の日中活動先等の支援者と一緒に来てもらうことも有効です。

Q 以前と比べて様子が異なり、気になるのですが、「保健・医療・福祉の相談」先（P.9）に相談したほうがよいのでしょうか。

A こころの病気は、自分では症状に気づきにくいのも大きな特徴です。以前と比べて様子が異なる状態が長く続き、生活面で支障が出ている場合は早めに「保健・医療・福祉の相談」先に相談するよう勧めてください。





○家賃を払ってくれないことはある？

日常生活自立支援事業（P.15）を使って社会に出られた方もいます。毎日、法律事務所にお金を取りに行っている方や、毎週自分の口座に、お金を振り込んでもらい、一週間お小遣い帳をつけながら頑張っておられる方もいらっしゃいます。

○刃物を持って暴れることはある？

私は、18年間精神障がい者の入居の支援をしてきました。しかし、刃物を持って暴れた方はいません。御近所の方を傷つけた入居者もいません。トラブルに巻き込まれて、困って電話をしてきた方はおられます。対処の中で、自分から、警察に電話をしたり、病院や、入居時の支援者の方に連絡をとり、どうしたらよいか、相談しながら病気と付き合っています。

○家で亡くなってしまうことはある？

自分が気に入った部屋で亡くなることはありません。みんなに迷惑をかけることを良いことと思っている方はまずいません。

アルコール依存症の方が、アルコールを大量に飲酒され、亡くなられたケースはあります。入院することは聞いていたのですが、退院したことは聞いていませんでした。実は、病気が良くなって退院したのではなくアルコールを院内で飲んだために、強制退去することになったのです。

病院は、退院させた情報を伝えなかったことで、支援者への連絡が遅れ亡くなられました。退院したことがわかっていたら、ヘルパーさんや、障がい者相談支援センター、保健師さんなどと支援がつながって、今もお元気だったかもしれません。支援のネットワークが切れた方や、もともと支援のネットワークが組み立てられない方が、事件に巻き込まれやすい方のように思われます。

○入院のために退去してもらうことで問題になることはある？

長期入院の方は、退院時にほとんど荷物を持ち合わせていらっしゃらない方が多いです。福祉事務所に生活保護申請をされ、退院してこられる方がほとんどです。

生活保護費から家財道具を買います。

何年か経ち、生活が落ち着き始めたころ、体調を崩し入院したらせっかく買いそろえた家財道具は処分されてしまいます。

長期入院の際、大家さんが退去を希望すると、本人の家財道具（宝物）はゴミとして処分されることが多いのが現状です。

家財道具を処分されたくないから、入院やお薬の変更を拒みます。

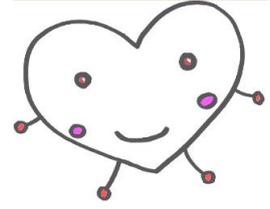
このような入院の裏に隠された本人の思いから、入院拒否をするようになり、体調を崩し病気の悪化につながり、長期の入院になるケースも少なくありません。

「福祉事務所は数か月間家賃を払い続けることができる。」ことを大家さんに伝えました。地域で暮らせるように配慮いただければ、もっと早く治療が行われ、自由な生活が送れるのではないかと考えています。

現実、私の管理するアパートでは、長期入院となり退去される方はほとんどいません。少し体調が悪ければ、早めに受診することで入院をしなくなった方も、たくさんいらっしゃいます。



相 談



保健・医療・福祉の相談



厚木市障がい者基幹相談支援センターゆいはあと

・電話 225-2904

障がいのある人が地域で安心した生活を営むことができるように、日常生活の不安や悩み、権利擁護などの相談に対応しています。障害福祉サービスの利用援助や関係機関の紹介や調整など、本人やその家族の意向を確認しながら支援を行っています。

夜間、休日等の生命に関わる緊急時の相談受付 080-6627-7303

厚木市障がい者相談支援センター

・各担当地区

障がいのある人が地域で安心した生活を営むことができるように、日常生活の不安や悩み、権利擁護などの相談に対応しています。

- ・**ハートラインあゆみ** 電話番号：259-5713
（担当地区）松枝、元町、東町、寿町、水引、厚木町、中町、栄町、田村町、吾妻町、厚木の一部
- ・**さんぼみち** 電話番号：204-4655
（担当地区）妻田、妻田北、妻田南、妻田東、妻田西、三田南1丁目の一部（三田南1丁目1番～14番のみ）
- ・**あつあい相談支援事業所『ここから』** 電話番号：281-7908
（担当地区）上荻野、まつかげ台、みはる野、中荻野、下荻野、鳶尾
- ・**ちいさな世界** 電話番号：205-4307
（担当地区）愛名、毛利台、戸室、恩名、温水（温水68番地～105番地、127番地～138番地を除く）、温水西、長谷
- ・**相談支援事業所すぎな** 電話番号：247-7111
（担当地区）飯山、飯山南、上古沢、下古沢、宮の里、緑ヶ丘、王子2丁目～3丁目、七沢、小野、岡津古久、森の里
- ・**いっぼ** 電話番号：280-4875
（担当地区）上依知、猿ヶ島、山際、関口、中依知、下依知、金田、下川入
- ・**あつあい相談支援事業所『からふる』** 電話番号：281-7909
（担当地区）棚沢、三田、三田南1丁目～3丁目（三田南1丁目1番～14番を除く）、及川、林、王子1丁目
- ・**相談支援事業所 立志** 電話番号：265-0711
（担当地区）船子、岡田、酒井、戸田、長沼、下津古久、上落合、愛甲、愛甲東、愛甲西、幸町、泉町、厚木の一部、旭町、南町、温水の一部（温水68番地～105番地、127番地～138番地のみ）



あつぎ健康相談ダイヤル24

・0120-31-4156

健康、医療、介護、育児などの相談を、医師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラーなどの専門家が24時間体制でお受けします。病院に行くべきか迷ったときなどには、まずは電話相談を御利用ください。

こころの電話相談

・神奈川県精神保健福祉センター
0120-821-606

こころの病気かどうか心配、生活・仕事に関する悩み、対人関係の悩み、性に関する悩み（性的マイノリティ）など、また、どこへ相談すればよいかわからないといった相談もお受けします。毎日（年末年始、土日祝日含む）24時間

厚木市障がい福祉課

・障がい者支援第一係
225-2247

医療、福祉について、身近で利用頻度の高い相談に対応しています。障害福祉サービスなどの申請受付や相談、訪問等の支援を行っています。

神奈川県厚木保健福祉事務所

・保健予防課
224-1111（代表）

こころの健康、保健、医療、福祉に関する相談、精神科未治療や医療中断の方の受診相談、思春期問題、ひきこもり相談、アルコール・薬物依存症の家庭相談など幅広い相談を行っています。

神奈川県精神保健福祉センター

・神奈川県精神保健福祉センター
045-821-8822

精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、専門的な相談、知識の普及、調査研究、人材育成、精神科救急医療事務、自殺対策等を行っています。

緊急時の精神科受診相談



夜間や休日でかかりつけの医療機関が利用できない、
かかりつけの医療機関がない場合の救急受診・入院をサポート

精神科救急医療情報窓口

・精神科救急医療情報窓口
045-261-7070

かかりつけの医療機関が利用できない場合で、緊急の受診や入院が必要な場合に、医療機関を案内します。（平日：午後5時～翌日午前8時半、休日：午前8時半～翌日午前8時半）
家族や本人からの話（これまでの経過など）が必要です。
受診のみを希望する（入院を希望しない）方への案内は、休日昼間を中心に行っています。

支援・サービス

在宅支援



ホームヘルプサービス（居宅介護）

- ・厚木市障がい者相談支援センター 各担当地区
- ・障がい福祉課 225-2247

生活を行う住居で、入浴や排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、その他の日常生活上の援助を行います。

ショートステイ（短期入所事業）

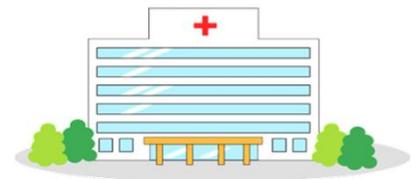
- ・厚木市障がい者相談支援センター 各担当地区
- ・障がい福祉課 225-2247

一人暮らしの体験、家族と適度な距離を取りたい、静かに一人の時間を大切にしたい、具合が良くないけど入院まで悪くはない、気分転換をしたい・・・など目的や理由で利用します。

訪問看護

- ・各事業所

病院を退院された後、あるいは外来通院をされている方が、安心して治療を継続しながら快適な生活を送ることができるよう 医師の指示の下『看護師』・『精神保健福祉士』・『作業療法士』などの専門職が御自宅に伺って日常生活への支援などを行なう制度です。



日中活動の場



就労移行支援事業所

- ・厚木市障がい者相談支援センター 各担当地区
- ・障がい福祉課 225-2247

一般企業に就職を目指す障がいのある方に対し、就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援及び就職後の職場定着支援を行います。

就労継続支援A型

- ・厚木市障がい者相談支援センター 各担当地区
- ・障がい福祉課 225-2247

一般企業で働くのが難しいが雇用契約を結んで働きたい方や、将来の一般就労に向けて準備をしたい方が対象です。事業所と雇用契約を結んで生産活動を行います。

就労継続支援B型

- ・厚木市障がい者相談支援センター 各担当地区
- ・障がい福祉課 225-2247

福祉的就労をしたい方（一般企業で働くのが難しい、就労移行支援などを試したがうまくいかないなど）を対象に、事業所で作業や生産活動を行います。一般就労に向けた支援が受けられます。

地域活動支援センター

- ・厚木市障がい者相談支援センター 各担当地区
- ・障がい福祉課 225-2247

地域における日中の活動の場がほしい方を対象に、日中に通所し、創作的な活動や生産活動を行う場を提供します。生活の上での一般的な相談をすることもできます。

デイ・ケア

- ・各医療機関

外来診療と併せて行われる通院治療、リハビリテーション医療のひとつです。自宅や社会復帰施設などから通い、昼間の一定時間、プログラムに参加します。これにより生活上の技術や対人関係の自信をつけるなど、これまでの通院医療より密度の濃い治療を受けることができます。



経済的な支援

医療費助成



自立支援医療(精神通院医療)

・障がい福祉課
225-2247

何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある程度の方が対象となります。公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを1割に軽減します。上限額は世帯（通院される方と同じ公的医療保険に加入する方を同一の「世帯」と捉える）の所得に応じて異なります。

精神障害者入院医療援護金

・入院している精神科病院
・県がん・疾病対策課 045-210-1111（代）
内線4728から4730

精神科病院に月の初日から末日まで入院している方で、医療費の自己負担額が月1万円以上の場合、月額1万円が支給されます。（世帯全員の前年の所得税合算額が87,000円以下等の制限あり）

高額療養費制度

・加入している医療保険

入院や外来治療などで、かかった医療費が高額になった場合、所得に応じた自己負担額を上回った金額について、加入している医療保険から後日支払われます。申請に必要な書類は医療保険により異なります。

厚木市心身障害者医療費助成事業

・障がい福祉課
225-2154

障がい者の健康の保持と増進を図るとともに、入院や通院などの医療費負担の軽減を図るため、健康保険適用医療費の自己負担額を助成します。なお、自己負担額のうち食事療養費、高額療養費及び保険組合等から附加給付される額は除きます。

精神障害者保健福祉手帳による支援



精神障害者保健福祉手帳

・障がい福祉課
225-2247

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に支援策が講じられています。何らかの精神障がいにより、長期にわたり日常生活への制約がある方を対象としています。公共料金の割引や税金の控除・減免などが受けられます。

生活費の保証



障害基礎年金

- ・国保年金課 225-2121
- ・厚木年金事務所 223-7171

病気やケガなどが原因で一定程度の障害が継続する場合に、生活を保障するための制度です。病気やケガによって医療機関に初めて受診した際に加入していた年金によって受給できる障害年金が異なります。

特別障害給付金

- ・国保年金課
225-2121

過去、国民年金制度の発展過程における任意加入対象者等で、加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方が、一定の要件に該当する場合、給付金が支給されます。

厚木市心身障害者福祉手当

- ・障がい福祉課
225-2221

毎年4月1日現在市内に住民登録をし、居住している障がい者の方に、福祉の向上を図ることを目的として、手当が支給されます。

特別障害者手当

- ・障がい福祉課
225-2221

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者の方に、負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的として、手当が支給されます。

心身障害者扶養共済制度

- ・障がい福祉課
225-2221

心身障がい者を扶養している方を加入者とし、毎月一定額の掛け金を払っていただくことで、加入者に万一のことがあった場合に残された障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定を図るための制度です。

生活福祉資金

- ・厚木市社会福祉協議会
225-2947

障がいのある方等の生活を経済的に支えるための貸付制度で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行っています。

生活保護

- ・生活福祉課
225-2211

病気やケガなどで働けなくなったり、高齢や障がいなどのために経済的に困ったときに、最低限度の生活を保障し、自立を手助けするための制度です。家族全員の所得や資産を合算したものが、国が定める生活保護の基準を下回っていることが条件となります。

権利擁護・財産保全管理サービス



日常生活自立支援事業 (厚木あんしんセンター)

・厚木市社会福祉協議会
225-2947

利用者と社会福祉協議会が契約し、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの支援を行います。原則として利用料がかかります。

厚木市権利擁護支援センター

・厚木市社会福祉協議会
225-2939

契約締結等の法律行為における意思決定の困難な方の権利を守る制度です。家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所が選任した後見人または保佐人が財産管理等を行います。厚木市権利擁護支援センターでは、成年後見制度に係る総合的な相談を行います。

家賃債務保証



連帯保証人の役割を担い、賃貸住宅への入居を支援

家賃債務保証制度

・一般財団法人 高齢者住宅財団
0120-602-708

高齢者世帯、障がい者世帯等の方が賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援します。
この保証制度の利用により、賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに関する心配がほとんどなくなり、入居する方も借りやすくなります。入居者には2年間の保証の場合、月額家賃の35%の保証料がかかります。保証の更新も可能です。

その他



介護保険対象者に対する住宅改修費の支給

・介護福祉課
225-2240

介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方を対象として、手すりの取り付けや段差の解消などの工事費等の費用を支給します。事前の申請が必要です。



不動産店さん・大家さんのための情報ガイド
精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービス
～厚木市版～

<参考・引用文献>

- ・「不動産店さん・大家さんのための情報ガイド 精神障がいのある方が
住まいでの生活をつづけるための支援・サービス」
平成27年8月神奈川県精神保健福祉センター
- ・第3回長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会作業
チーム資料1「ヒアリング資料」阪井土地開発株式会社 阪井ひとみ代表取締役

<発行日> 平成29年4月

<改定日> 令和6年4月

<発行> 厚木市 市民福祉部 障がい福祉課

